

第十六回国会 水産委員會議録 第三号

昭和二十八年六月二十日(土曜日)

午前十四時四十七分開議

出席委員

委員長 田口長治郎君

理事 川村善八郎君 理事 鈴木 善幸君

理事 中村庸一郎君 理事 山中日露史君

理事 日野 吉夫君 理事 小高 喜郎君

高橋 英吉君 中村 清君

夏堀源三郎君 中村 幸雄君

椎熊 三郎君 白濱 仁吉君

赤路 友藏君 淡谷 悠藏君

田中幾三郎君 辻 文雄君

松田 鐵藏君 中村 英男君

出席政府委員

調達庁長官 根道 広吉君

總理府事務官(調達庁事務部長) 山内 隆一君

總理府事務官(調達庁不動産部長) 山中 一朗君

外務事務官(國際協力局長) 伊関佑二郎君

農林政務次官 篠田 弘作君

水産庁長官 清井 正君

委員外の出席者

農林技官 (水産庁漁政 部長) 高橋 泰彦君

専門員 杉浦 保吉君

専門員 徳久 三穂君

六月十七日

以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に関する法律案(内閣提出第三九号)

第一類第十号 水産委員會議録第三号 昭和二十八年六月二十日

同月一日

焼尻漁港築設促進の請願(松浦周太郎君紹介)(第二二〇号)

傾別漁港を第三種に指定等の請願(松浦周太郎君紹介)(第二二二号)

斜内漁港を第一種に指定等の請願(松浦周太郎君紹介)(第二二三号)

差開港を漁港に指定等の請願(玉置信一君紹介)(第二二三号)

枝幸漁港掘きくに関する請願(玉置信一君紹介)(第二二四号)

焼尻村西浦地域に簡易船入ま築設の請願(松浦周太郎君紹介)(第二二七号)

同月四日

大樹町沿岸に漁港築設の請願(伊藤郷一君紹介)(第三二二二号)

同月八日

焼尻漁港築設促進の請願(椎熊三郎君紹介)(第四七二二号)

焼尻村西浦地域に簡易船入ま築設の請願(椎熊三郎君紹介)(第四七三三三三)

同月十三日

密漁船取締強化等に関する請願(床次徳二君紹介)(第七三二二二二)

同月十五日

船越漁港築設等に関する請願(井谷正吉君外三名紹介)(第八四九九)

土々呂漁港を第二次整備計画に編入の請願(甲斐政治君紹介)(第八五〇号)

の審査を本委員会に付託された。

同月八日

水産業の振興発展に関する陳情書(長崎県知事西岡竹次郎)(第一一七号)

同月十日

三井炭漁港の改修に関する陳情書(長崎県三井炭町長又野静馬外一名)(第三二二二二二)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

連合審査會開會に関する件

以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に関する法律案(内閣提出第三九号)

日本国に駐留するアメリカ合衆國軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案(内閣提出第四二二二二二)

漁業損害に関する件

北洋さけ・ます漁業に関する件

〇田口委員長 これより會議を開きます。

ただいまより、内閣提出、以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に関する法律案を議題として審査を進めます。

まず政府より提案理由の説明を求めます。篠田農林政務次官。

以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に関する法律案

以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に関する法律案

第一条 以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等に関する法律

第二条 前条の許可又は起業の許可は、漁業法第五十五条第一項又は第五十九条の規定により許可又は起業の認可をしなければならぬ場合を除く外、左に掲げる場合に限ることができる。

一 中型機船底びき網漁業取締規則(昭和九年農林省令第二十号)第一條ノ二又は第三條第一項の規定により東経百二十八度三十分以西、北緯二十五度以北の海面を操業区域の全部又は一部とする漁業の許可又は起業の認可(以下「第二條第一号の中型機船底びき網漁業の許可等」という。)を昭和二十七年十二月一日において受けていた者(以下「第二條第二号の中型機船底びき網漁業の許可等」という。)

二 中型機船底びき網漁業取締規則(昭和二十一年農林省令第四十三号)第二條又は第四條第一項の規定により総トン数七十トン以上の船舶についての漁業の許可又は起業の認可(以下「第二條第三号の中型機船底びき網漁業の許可等」という。)

三 第二條第一号の中型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶によるその漁業を廃止し、その船舶に代る船舶(改造により総トン数が増加したものを含む。以下「次号において同じ。」)について以西機船底びき網漁業を営もうとするものから、当該漁業の許可又は起業の認可の申請があつたとき。

四 第二條第二号の中型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶によるその漁業を廃止し、その船舶に代る船舶(改造により総トン数が増加したものを含む。以下「次号において同じ。」)について以西機船底びき網漁業を営もうとするものから、当該漁業の許可又は起業の認可の申請があつたとき。

五 第二條第三号の中型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶によるその漁業を廃止し、その船舶に代る船舶(改造により総トン数が増加したものを含む。以下「次号において同じ。」)について以西機船底びき網漁業を営もうとするものから、当該漁業の許可又は起業の認可の申請があつたとき。

六 第二條第一号の中型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶によるその漁業を廃止し、その船舶に代る船舶(改造により総トン数が増加したものを含む。以下「次号において同じ。」)について以西機船底びき網漁業を営もうとするものから、当該漁業の許可又は起業の認可の申請があつたとき。

七 第二條第二号の中型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶によるその漁業を廃止し、その船舶に代る船舶(改造により総トン数が増加したものを含む。以下「次号において同じ。」)について以西機船底びき網漁業を営もうとするものから、当該漁業の許可又は起業の認可の申請があつたとき。

八 第二條第三号の中型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶によるその漁業を廃止し、その船舶に代る船舶(改造により総トン数が増加したものを含む。以下「次号において同じ。」)について以西機船底びき網漁業を営もうとするものから、当該漁業の許可又は起業の認可の申請があつたとき。

九 第二條第一号の中型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶によるその漁業を廃止し、その船舶に代る船舶(改造により総トン数が増加したものを含む。以下「次号において同じ。」)について以西機船底びき網漁業を営もうとするものから、当該漁業の許可又は起業の認可の申請があつたとき。

十 第二條第二号の中型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶によるその漁業を廃止し、その船舶に代る船舶(改造により総トン数が増加したものを含む。以下「次号において同じ。」)について以西機船底びき網漁業を営もうとするものから、当該漁業の許可又は起業の認可の申請があつたとき。

十一 第二條第三号の中型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶によるその漁業を廃止し、その船舶に代る船舶(改造により総トン数が増加したものを含む。以下「次号において同じ。」)について以西機船底びき網漁業を営もうとするものから、当該漁業の許可又は起業の認可の申請があつたとき。

十二 第二條第一号の中型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶によるその漁業を廃止し、その船舶に代る船舶(改造により総トン数が増加したものを含む。以下「次号において同じ。」)について以西機船底びき網漁業を営もうとするものから、当該漁業の許可又は起業の認可の申請があつたとき。

十三 第二條第二号の中型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶によるその漁業を廃止し、その船舶に代る船舶(改造により総トン数が増加したものを含む。以下「次号において同じ。」)について以西機船底びき網漁業を営もうとするものから、当該漁業の許可又は起業の認可の申請があつたとき。

十四 第二條第三号の中型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶によるその漁業を廃止し、その船舶に代る船舶(改造により総トン数が増加したものを含む。以下「次号において同じ。」)について以西機船底びき網漁業を営もうとするものから、当該漁業の許可又は起業の認可の申請があつたとき。

十五 第二條第一号の中型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶によるその漁業を廃止し、その船舶に代る船舶(改造により総トン数が増加したものを含む。以下「次号において同じ。」)について以西機船底びき網漁業を営もうとするものから、当該漁業の許可又は起業の認可の申請があつたとき。

十六 第二條第二号の中型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶によるその漁業を廃止し、その船舶に代る船舶(改造により総トン数が増加したものを含む。以下「次号において同じ。」)について以西機船底びき網漁業を営もうとするものから、当該漁業の許可又は起業の認可の申請があつたとき。

十七 第二條第三号の中型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶によるその漁業を廃止し、その船舶に代る船舶(改造により総トン数が増加したものを含む。以下「次号において同じ。」)について以西機船底びき網漁業を営もうとするものから、当該漁業の許可又は起業の認可の申請があつたとき。

十八 第二條第一号の中型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶によるその漁業を廃止し、その船舶に代る船舶(改造により総トン数が増加したものを含む。以下「次号において同じ。」)について以西機船底びき網漁業を営もうとするものから、当該漁業の許可又は起業の認可の申請があつたとき。

十九 第二條第二号の中型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶によるその漁業を廃止し、その船舶に代る船舶(改造により総トン数が増加したものを含む。以下「次号において同じ。」)について以西機船底びき網漁業を営もうとするものから、当該漁業の許可又は起業の認可の申請があつたとき。

二十 第二條第三号の中型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶によるその漁業を廃止し、その船舶に代る船舶(改造により総トン数が増加したものを含む。以下「次号において同じ。」)について以西機船底びき網漁業を営もうとするものから、当該漁業の許可又は起業の認可の申請があつたとき。

二十一 第二條第一号の中型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶によるその漁業を廃止し、その船舶に代る船舶(改造により総トン数が増加したものを含む。以下「次号において同じ。」)について以西機船底びき網漁業を営もうとするものから、当該漁業の許可又は起業の認可の申請があつたとき。

二十二 第二條第二号の中型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶によるその漁業を廃止し、その船舶に代る船舶(改造により総トン数が増加したものを含む。以下「次号において同じ。」)について以西機船底びき網漁業を営もうとするものから、当該漁業の許可又は起業の認可の申請があつたとき。

二十三 第二條第三号の中型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶によるその漁業を廃止し、その船舶に代る船舶(改造により総トン数が増加したものを含む。以下「次号において同じ。」)について以西機船底びき網漁業を営もうとするものから、当該漁業の許可又は起業の認可の申請があつたとき。

二十四 第二條第一号の中型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶によるその漁業を廃止し、その船舶に代る船舶(改造により総トン数が増加したものを含む。以下「次号において同じ。」)について以西機船底びき網漁業を営もうとするものから、当該漁業の許可又は起業の認可の申請があつたとき。

二十五 第二條第二号の中型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶によるその漁業を廃止し、その船舶に代る船舶(改造により総トン数が増加したものを含む。以下「次号において同じ。」)について以西機船底びき網漁業を営もうとするものから、当該漁業の許可又は起業の認可の申請があつたとき。

二十六 第二條第三号の中型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶によるその漁業を廃止し、その船舶に代る船舶(改造により総トン数が増加したものを含む。以下「次号において同じ。」)について以西機船底びき網漁業を営もうとするものから、当該漁業の許可又は起業の認可の申請があつたとき。

して二年を経過した時にその効力を失う。

ようとする者で、その船舶について第二条第一号の中型機船底びき網漁業の許可等又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業の許可等を受けたもの

三 第二条第一号の中型機船底びき網漁業者又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業者で、その許可の期間の満了により更に第二条第一号の中型機船底びき網漁業の許可等又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業の許可等を受けたもの

四 第二条第一号の中型機船底びき網漁業者又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業者で、その許可を受けた船舶によるその漁業を廃止し、他の船舶について第二条第一号の中型機船底びき網漁業の許可等又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業の許可等を受けたもの

五 第二条第一号の中型機船底びき網漁業者又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業者で、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から六箇月以内に、他の船舶について第二条第一号の中型機船底びき網漁業の許可等又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業の許可等を受けたもの

六 前五号に掲げる者に準ずる者として農林省令で定める者  
附則  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 この法律は、公布の日から起算

〇農田政府委員 たいいま提案されまして以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に関する法律案につきまして、提案理由の御説明をいたしたいと存じます。  
以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業につきましては、講和後の漁場の拡大に応じまして資源の開発に努めなければならぬのはもちろんであります。他方資源の保護並びに国際的な関連をも十分に考慮いたしますことが必要であり、また沿岸漁業と漁場関係の調整し、遠洋漁船としての大型化をはかり、もつて漁業の合理化、経営の安定を促進いたしますことが、これらの漁業の健全な発展を期するために肝要であると存するのであります。  
このため、まず、かつて以西底びき網漁船でありまして、マ・ラインの設定に伴う減船整理の際、東経百三十度以西、東経百二十七度三十分以東の海域に操業を制限されました総トン数五十トン未満の中型底びき網漁船、並びに、マ・ラインによる漁場制限があつたため、多数集中しており、総トン数七十トン以上百トン未満の中型かつお・まぐろ漁船のうち、希望するものに対し、拡大された漁場に適合した船型への移行を認め、その装備の改善、近代化をはかることが妥当な措置であると存するのであります。その際、底びき網漁船が五十トン以上となり、またかつお・まぐろ漁船が百トン

以上になりますためには、指定遠洋漁業としての以西機船底びき網漁業または遠洋かつお・まぐろ漁業の新規の許可を必要といたしますので、漁業法第五十八条に規定する抽籤制度によらなければならぬわけであり、これらの漁船につきましては、いずれも優先的に許可を行うことが妥当と考えられますので、臨時に二年間を限りまして、抽籤の制度によらずに許可ができるよう法的措置を講じたいと存するのであります。  
以上、本法律案の提案理由の概要を申し述べましたが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。  
〇田口委員長 本案に対する質疑は次会より行います。

〇田口委員長 次に内閣提出、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為に關する特別損失の補償に關する法律案を議題として審議を進めます。  
政府より提案理由の説明を求められております。根道政府委員。

日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為に關する特別損失の補償に關する法律案  
日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為に關する特別損失の補償に關する法律

第一条 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き日本国内及びその附近に配備されたアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍の左に掲げる行為により、従来適法に農業、林業、漁業又は政令で定めるその他の事業を営んでいた者がその事業の経営上損失をこうむつたときは、国がその損失を補償する。  
一 防潜網その他の水中工作物の設置又は維持  
二 防風施設又は防砂施設の除去又は損壊  
三 その他政令で定める行為  
二 前項の規定は、他の法律により国が損害賠償又は損失補償の責に任ずべき損失については、適用しない。  
三 第一項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。  
（損失補償の申請）  
第二条 前条の規定による損失の補償を受けようとする者は、総理府令の定めるところにより、その者の住所の所在地を管轄する都道府県知事を經由して、損失補償申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。  
二 都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを内閣総理大臣に送付しなければならない。  
三 内閣総理大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には、補償の額を決定し、遅滞なくこれを都道府県知事を經由して当該申請者に通知しなければならない。  
（異議の申立）  
第三条 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日から三十日以内に、総理府令で定める手続に従い、内閣

者がある事業の経営上損失をこうむつたときは、国がその損失を補償する。

一 防潜網その他の水中工作物の設置又は維持  
二 防風施設又は防砂施設の除去又は損壊  
三 その他政令で定める行為

二 前項の規定は、他の法律により国が損害賠償又は損失補償の責に任ずべき損失については、適用しない。  
三 第一項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。

（損失補償の申請）  
第二条 前条の規定による損失の補償を受けようとする者は、総理府令の定めるところにより、その者の住所の所在地を管轄する都道府県知事を經由して、損失補償申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

二 都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを内閣総理大臣に送付しなければならない。

三 内閣総理大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には、補償の額を決定し、遅滞なくこれを都道府県知事を經由して当該申請者に通知しなければならない。

（異議の申立）  
第三条 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日から三十日以内に、総理府令で定める手続に従い、内閣

総理大臣に対して異議の申立をすることが出来る。

二 内閣総理大臣は、前項の規定による申立があつたときは、その申立のあつた日から三十日以内にこれについて決定し、これを申立人に通知しなければならない。

（補償金の交付）  
第四条 政府は、前条第一項の規定による異議の申立がないときは、同項の期間の満了の日から三十日以内に、同項の規定による異議の申立があつた場合において同条第二項の規定による決定があつたときは、同項の通知の日から三十日以内に、補償を受けるべき者に対し、当該補償金を交付する。

（増額請求の訴）  
第五条 この法律により決定された補償金の額に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から九十日以内に、訴をもつてその増額を請求することができる。

二 前項の訴においては、国を被告とする。

附則  
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 調達庁設置法（昭和二十四年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。  
第八条に次の一号を加える。  
六 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和二十八年法律第 号）の施行に關すること。

第十二条第一項を次のように改め、同条第三項中「二十八」を「二

中央調達不動産審議会（以下「中央不動産審議会」という。）は、調達庁長官の諮問に応じ、左に掲げる事項についてその基準その他一般的事項を調査審議する機関とする。

二 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関

衆國軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律による損失の補償

第十七条第二項中「管轄区域内にある調達不動産及びこれに附屬する動産の評価」を「管轄区域内における動産の評価」と改め、同条第四項中「並びに不動産及びこれに附屬する動産」を「及び第十二条第一項各号に掲げる事項」に改める。

○根道政府委員　ただいま提案になりました、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案の提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

本法律案は、前の特別国会にこれを提案いたしましたして、衆議院において可決された後、参議院において審議中のところ、衆議院の解散に伴ひまして、審議未了となつたものであります。

この法律案の内容は前に提案いたしましたものと全く同一でございます。第一条には前述の趣旨を規定しているのですが、補償すべき損失の原因となるアメリカ合衆国の陸軍、海軍、空軍の行為としては、一、防潜網、その他水中工作物の設置または維持、二、防風施設または防砂施設の除去または損壊、そのほか、三、その他政令で定める行為を掲げ、行為の種類を政令で定めることといたしております。

なお損失の補償を受けるべき事業といたしましては、**農業、林業、漁業**を規定しているのでありますが、それ以外の事業については、政令で定めるところとしております。

この損失の補償は、漁船の操業制限法、民事特別法等の他の法律により国が損害賠償または損失補償の責に任ずべき損失については適用しないこととし、また補償する損失は通常生ずべき損失としております。

この内閣総理大臣の補償すべき損失の有無及び補償額の決定に不服のある者は前述の通知を受けた日から三十日以内に内閣総理大臣に対して異議の申立てをすることができるとし、内閣総理大臣はこの申立てのあつた日から三十日以内に、これについて決定の上申立人に通知しなければならないこととしております。

次に補償金の交付については、第四条に規定し、前述の異議の申立てがな  
いときは、異議申立て期間満了の日か  
ら三十日以内に補償を受けるべき者に  
対しまして、当該補償金を交付し、異

議の申立があつたときは、異議の申立てに基く決定を通知した日から三十日以内に補償を受けるべき者に対し、当該補償金を交付することとしております。

次に第五条においては、増額請求の訴えについて規定し、この法律により決定された補償金の額に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から九

次に附則第二項におきまして、この補償事務の担当庁を調達庁とするため調達庁設置法の一部を改正して、同庁不動産部の所掌事務を規定している同

法第八条に第六号といたしまして、この法律の施行に関することを挿入することといたしました。さらに調達庁の付属機関たる中央調達不動産審議会が

調達庁長官の諮問に依じこの法律による損失の補償についても、その基準その他の一般的事項を調査審議すること

ができるようにするとともに、調達局の付属機関たる地方調達不動産審議会において、この法律による損失の補償

についても、調産局長の諮問に応じ調査審議できるよう、同庁設置法に必要の改正を加えることとしているのである。

以上が本法律案の概要でございますが、よろしく御審議をお願いいたします。

○田口委員長 本案に対する質疑は次  
会より行います。

○田口委員長 この際お諮りいたします。ただいま政府より提案理由の説明を聴取いたしました日本国に駐留する

アメリカ合衆国軍隊の行為による特別  
損失の補償に關する法律案について、  
農林委員会より連合審査会を開催せら

したいとの申出があります。これにつ  
 きましては、先刻理事会におきまして  
 御協議願つたのでありますが、この申

出に、応じ連合審査会を開くことにしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

なお連合審査会の開会日及び時間等につきましては、両委員長協議の上、後日公報をもつてお知らせいたします。

○田口委員長 次に漁業損害に関する事件について議事を進めます。石川県内、離その他各地における漁業損害の問題

について、各委員より発言を求められております。この際順次これを許します。松田鐵藏君。

○松田(鐵)委員　まず私は伊関局長に現在一番問題になつておる内灘演習場に関して、その概要を伺いたいと思ひ

ます。

○伊闌政府委員 最初から申し上げま  
すと非常に長くなりますが一応御説明

申し上げます。昨年の夏、八、九月ごろに米軍からこうした試射場が一つほしいという要請がございまして、農林

省の方で全国を探しまして、大体適當な所を三箇所見つけたわけでありま  
す。その三箇所が内灘と愛知県の伊良

湖と静岡県の御前崎でございます。それにつきまして技術的にあるいは地形にあるいは気象、それから経済的な

諸般の考慮をいたしまして、内灘が最も適当であるという結論に到達したわけであります。そして十一月末内灘に

参りまして交渉いたしました。最初は非常に地元の反対が強かった。その理由のおもなものは風紀問題ということ

であつたわけでありませう。われわれの  
方としましては、風紀問題は一応現地に  
て試験を開始してみればわかるのでは

ということも村民にわかつてもらえら  
というふうな考慮もございましたし、  
それからあの村というものが非常に貧  
困である。近年非常に生活に困つて来  
ております。ですからこういうふうな  
村としてやがてを頼む以上は、  
村の将来について政府としては十分考  
慮しようというふうな考えもございま  
した。そういうふうな村の将来に対す  
る案を立てますのにも多少時間がかか  
る。そこで昨年は一応四箇月という交  
渉をいたしまして、そして試射が始ま  
りまして風紀上の影響もない、その間  
に政府が将来に打つ手、村に対してや  
る施策もきまりました上で、あらため  
て交渉をしようということで帰つて参  
つたわけでありまして。ところが総選挙  
とぶつかりましたので、四月末までに  
その交渉ができません。そこで四月末  
までという約束でありますので、一応  
試射を中止いたしました。そして一箇  
月間中止いたしましたわけでありませ  
う。一箇月間に県当局、村当局と折衝を  
しようとしたのであります。だん／＼反  
対が強くなつて、そうして政府は交渉  
しようとしても、地元の方は交渉に  
応じないという状況になりましたので、  
やむを得ず今回のような措置をと  
つた次第であります。

○松田(鐵)委員 私はいまの局長  
のお話は、新聞でもその内容はわか  
つておるのであります。私は局長でな  
くして、外務大臣に質問をしたいので  
あります。委員長は外務大臣をこゝへ呼  
んでくださらないようでありませうが、

せめて外務政務次官でもつこうであ  
りますから、至急御出席を願えるよう  
にならなければ、私の議論が立つて行  
かないのであります。政策的な問題か  
ら行かなければいかぬ、かように考え  
ておるのでありますから、よろしくお  
とりはからい願ひたいと思ひます。

○田口委員長 政務次官は出張中だそ  
うであります。

○松田(鐵)委員 では後日に保留いた  
します。

○淡谷委員 関連して、伊関局長にお  
尋ねしたいのでございます。最初の内  
務の使用計画は、四箇月という正規の  
契約書が入つておることは確かだござ  
いませうか。それからあの演習地が  
目下石川県の農地委員会と国との間  
に、その所有に關して訴訟が起つてお  
るやに承りましたが、これは事実でござ  
いませうか。

○伊関政府委員 契約は四箇月になつ  
ております。その通りであります。あ  
の国有地につきまして係争があるとい  
うことは聞いておりますが、詳細は私  
存じません。詳細の経緯につきまして  
は農林省の方でよくわかつておると思  
ひます。

○淡谷委員 そこで四箇月のはつきり  
いたしました契約があるのは、初めか  
ら永久使用の目的があつて、ただ地元  
の反対があつたから緩和する、冷却期  
間としてあつたものをおつくりにな  
つたように聞いておりますが、現地の  
漁民はあの契約を文字通りとつており  
ます。それから風紀上のことは別段起  
らなかつたというふうなたゞいまのお  
話でございしましたが、四箇月の使用期  
間における風紀上以外の思わざる障害  
が特に漁業に關して起つております

が、このことを先般局長が現地へ出張  
なされましたときに、調査する余裕が  
ございましたかどうか。あの県庁の前  
の争擾によつて、この調査が阻害され  
て、あるいは調査漏れになつておるか  
とも思ひますので、その点を明確にお  
尋ねいたします。

○伊関政府委員 契約は四箇月になつ  
ておりますが、私たちが村長並びに村  
の理事者といふ／＼話をしております  
うちに、この四箇月の間に事態がはつ  
きりして来れば、将来の問題について  
交渉しようということだけははつきり  
して歸つて来ております。それから風  
紀以外の漁業について意外な問題が起  
きたとおつしやいますが、私は聞いて  
おりません。

○淡谷委員 この演習地の着弾地域と  
いうものは、非常に隣接の町村が近か  
つたために、今まで聞いたことのない  
演習地のあの大音響のために、魚群  
に変化を來たし、あるいはその他企業  
に大きな障害を來たしておりますの  
で、この点で地元が執拗な反対を続け  
ておるような実情がはつきりあるので  
あります。従つて内務の補償につきま  
しては、十分になお調査する必要があ  
ると思ひますし、特に基本をなします  
国有地の關係が、農林省の所轄で訴訟  
上の問題にもなつており、特に第一審  
は石川県の農地委員会が勝つておるよ  
うにも承つておりますので、私はさら  
に農林大臣にひとつ御出席を願ひまし  
てその点を確かめたい。それからなお  
あの演習地の着弾地域における音響がど  
の程度に漁業その他の事業に影響いた  
しますか、水産庁關係の責任者の御答  
弁を願ひたいと思ひます。

○清井政府委員 ただいまの御質問の  
弾丸の衝撃、それによる水産關係の被  
害の問題であります。直接にその衝  
撃によつて、どの程度の被害があつた  
かといふことは、たゞいま数字的には  
つまびらかにいたしてありません。し  
かしある程度の影響のあることは考え  
られるかと思ひます。しかし問題は当  
該海面が一定面積だけ操業禁止になつ  
ておることは御承知の通りであります  
ので、そのために地元の地びき網等の  
漁業権あるいは地元の海面に出漁しま  
すところの地元の零細な漁業がそれだ  
け操業が制限されるということになり  
ますので、その方面には相當の損害が  
ある。こういうふうには考へており  
ます。われ／＼水産庁にいたしまして  
も、当該地域におきます漁業の実態に  
かんがみまして、よつて起る損害につ  
きましては、十分補償を考へるようにな  
して行かなければならぬというふう  
に考へて、政府部内におきましても、せ  
つ／＼努力いたしておる最中でありま  
す。

○田口委員長 川村君。  
○川村委員 私はやはり駐留軍の射撃  
場にならんとしつとある大島付近につ  
いて、伊関局長にお聞きしておきたい  
と思ひます。私は以前から艦砲射撃  
を大島付近でやるといつたようなこと  
を聞いておりました。い／＼／＼そのこ  
とが具体的に申入れがあつたというこ  
とで、水産庁並びに關係庁が御調査な  
すつたようでありませうが、去る十四日  
の新聞に、大島射撃場たな上げ、内灘  
が片づくまでしばらくという見出しで  
出ておりますが、はたしてこれが永久  
にたな上げされるかどうかといふ問題  
は、これはこの字句から見まして、内  
灘が解決つくといふと、大島のあの離

島を艦砲射撃場にするということが予  
想されて記事に現れてゐるのであり  
ます。そこでまず第一点といたしまし  
て、内灘が片づくば、また大島の射撃  
場を外務省の方並びに關係庁で日米  
合同委員会にかけて決定するのかわど  
うか、この一点をまずお伺ひいたしま  
す。

○伊関政府委員 この大島の艦砲射撃  
と申しますのは、たしか年に九回、一  
回五時間程度と思つております。その  
程度でありますので、どの程度漁業と  
いふものに影響があるかといふ点につ  
きまして、今關係庁で検討いたしてお  
ります。漁業に対する影響等がはつ  
きりいたしまして、地元の納得を得ま  
したならば、私の方はこれを使ひたい  
と考へております。

○川村委員 この新聞を見ますと、七  
項目にわたつて書いてございませう。一つ  
はまず大島海岸に對し艦砲射撃をしな  
い。一、射撃十五日以前に予告する。  
射撃方向は日本政府にまかす。一、危  
險地域は周辺六マイル、一、視野十マ  
イル以下のときは射撃を中止する。  
一、射撃中は立入りを禁止する。一、  
射撃は年九回、一回の射撃時間は五時  
間、大体こういう項目に示してござい  
ますが、今の伊関局長のお話によると、  
使いたいといふことであるが、使  
いたいといふ言葉は、おそろしく使  
うといふ前提で、私は申し上げてよい  
のではないかと考へます。その  
ういた上という言葉をありますが、  
そこで水産庁にお伺ひいたします。調  
査をした結果どのような被害がある  
か。あるいは地元民が一体どういふ感  
情を持つておるかといふ、この点をお

伺いしてから、さらに私は地元であるだけにあの漁業地を中心としたあらゆる観点からまず申し上げて参考にして、しかし水産庁並びに外務省と相談をして是非か、この点をあなた方御相談してきていただきた、かように考えております。まず調査の結果どういふふうなことになるのか、水産庁の長官が調査に行つたのではなからうと思ひますから、調査に行つた関係官からひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○清井政府委員 たいだい大島地区の問題につきまして御質問がございまして、調査に参りました担当課長も出席しておりますので、御要求がございすれば係官から御説明申し上げますが、その前に一言私から申し上げます。

大島地区の問題につきましては、私もともいたしまして水産の關係から考えまして、非常に重要な問題であるといふふうに考えまして、つぶさに実情を調べましてその結果妥当な結論を得たい、かように考えまして、過日担当の課長を現地に派遣をいたしましたのであります。結論的にはいまだはつきりした結論をくだすまでに至つておらないのであります。問題は射撃の回数及び時間等は一年を通じてきめておらずかではございまして、当該地域はいわゆる南方より北上する魚群の回遊路になつていふような状況であります、また同島周辺が付近零細漁民の漁場になつていふ關係もありまして、あるいは同島にしばらく滞在して漁撈するところの漁民の飲料水の供給地であるように聞いております。いろ／＼な關係からみまして本水域の使用につ

きましては、水産という点から相当重要な問題を含んでいふように考えます。しかしながら水産庁としては、今ただちにこうだといふ結論をくだすに至つておりません。慎重にいろ／＼な事情を考え、また地元の調査をいたし、慎重に考慮いたしたいと思ひておりますので、それを御了承願ひたいと思ひます。

○川村委員 調査に行かれた担当課長から御説明願ひます。

○高橋説明員 それでは私が大島の調査に参りましたので、大島の事情を御説明申し上げます。演習の内容はたいだい川村委員の言われた通りでございます。それに対して大島の漁業者の方の意向といはしましては、結論的に申しますと一応反対の意向を漏らしております。その理由といたしましては、大島が火山岩でできておりましたので、射撃によつて非常にくずれやすいといふこと、従ひまして射撃時間が短かい割には被害が、かなり一年分の被害まで出て来るおそれがある、こういう点を非常に憂へておつたのであります。それから第二点といたしましては、たいだい長官から言われましたように、大島は本村から相当離れた距離にありまして、そのために、こんど、あわびなどをとるためには、どうしても夏の期間中は大島へ仮小屋をつくりましてそこへ居住をしないといふかぬような状況にありますので、従つて今大島に出ております一日約一石の水が生命線といふふうな漁業者が申しております。従ひましてたいだい申しております一石の水がもし射撃の結果途絶えるようなことになりましたと、大島の漁業価値はほとんどなくなるのではない、海草、

貝類はあつてもとりに行く価値がなくなる。その島へ行つて仮小屋をつくつて住まうことができなくなるという点を非常に憂へておつたのであります。

それから第三点は、たいだい長官の言われましたように、射撃によつて魚群が散逸しないかという点、特に大島の周辺についておる魚が壊滅的なことになりはしないだろうかといふことを非常に憂へておつたような次第でございます。まだ被害額その他についてははつきりした結論は出ておらないのでございまして、現地の状況は以上の通りでございます。

○川村委員 現地の大島だけの調査を行つたのだと私は考えておりますが、これを大きく、いわゆる北海道といふ東北と北海道とを結んで考えたとき、あの魚田は非常に大きな役割をしておるといふことは、水産庁は御承知のはずでございます。特に北海道の総合開発の中に大島、小島の魚田開発が含まれておるという、さらに奥尻といふ島の周辺の漁場、これは北海道の南端の最も優秀な漁場でございます。先ほど長官も言われましたように、この周辺は、回遊魚は申すに及ばず、根つき漁業の最も多いところでございます。従ひまして、この付近の漁村、特に松前郡の六箇町村並びに檜山管内の十一箇町村等は、これらの周辺並びにこの周辺を通過する魚をもつて漁業をなしておるということが明らかでございます。さらにまた青森県、秋田県、山形県、新潟県、石川県、福井県、富山県等は、これらの周辺においていかつり漁業をするために入漁をしておる所でございます。青森県のごと

きは、特に地元から出漁して来る漁場でございます。これら漁業者に及ぼす影響はまことに大きいことは、調査の結果おわかりだと思ひております。さらにまた私の体験から申し上げますと、かつて函館の重砲兵連隊が駒ヶ岳山麓におきまして演習をしたことがございまして、そこでも、もちろん駒ヶ岳に射撃をする場合には、駒ヶ岳にはあまり木もありませんし、大した被害がございませぬけれども、海にいかだを引航してあの大きな砲で射撃をしたことがございまして、その射撃をした当時は、魚が驚いて岸にどん／＼寄つて来て、射撃によつて大漁ができたといつて喜んでおつた時代もありましたが、さてその射撃後における魚群といふのはまづたたく去つてしまつて、その一年間は漁業ができなかつたという実例も数回われ／＼は知つておるのでございます。あの島を一つ取上げてみますと、火山で突如として島がございまして、あれにどん／＼射撃をしましたならば、音響で島の周辺におる根つき魚といふものは壊滅してしまひますし、おそろく島から岩がどん／＼落ちて行つて海草を壊滅することも明らかでございます。飲料水の問題等は、おそろく船で運ばば解決する。しかし私は漁業の専門家の立場から考えますと、それよりも恐ろしいのはいわゆる根つき魚がいなくなるということ、それから回遊魚があの周辺を通過する場合に、猛烈な射撃をされまして、その魚道がかわつてあの周辺につかなくなるのではな

いかというところになりまして、あの付近の漁村は漁業ができなくなるばかりではなく、先ほど申し上げましたように内地各県にも非常に大きな影響があると思ひますので、私とすれば、あの大きな魚田を選んで、無人島であるから艦砲射撃をするといふようなことは、あの地方の漁業を壊滅するものであるから、これはどうしてもやめてもらわなければならぬといふことを考えております。そこで、私もちようど高橋課長のとに調査に行つて参りました、各地でそういう意見が起つております。すなわち檜山管内にも行つて参りましたが、大島管内もまわつて見ました、私と同じ意見で、どうして反対せざるを得ない、特に北海道におきましては、総合開発の中に魚田開発として入れておるのでございますから、これを北海道漁民の名において反対をしなければならぬといふことで、札幌におきまして漁民大会を開いて、あの島の大規模な射撃に反対するという意思表示をしております。今のところは比較的平穩になつておるようでありまして、けれども、これをもし内地付近に呼びかけましたならば、おそろく青森県は筆頭に反対の氣勢を上げるだらうことは想像にかたくないのでありますし、さらに先ほど申し上げました関係各県は、こぞつてこれに反対するのではなからうか。そうしますと、内陸の問題は石川県だけでございまして、今日ここに私が入手した表を見ますと、漁業としてはあまり大きな漁獲もございませぬけれども、あの島、小島周辺等を漁場とする漁業は一億や二億や三億でございせん。おそろく内地を含めたならば何十億という巨額になるのでなからうか、これは想像にかたくなありません。そうした優秀な漁場を、無人島の離れ小島を艦砲射撃をするといふことで、簡単に考えてこれに処し

ると思ひますので、私とすれば、あの大きな魚田を選んで、無人島であるから艦砲射撃をするといふようなことは、あの地方の漁業を壊滅するものであるから、これはどうしてもやめてもらわなければならぬといふことを考えております。そこで、私もちようど高橋課長のとに調査に行つて参りました、各地でそういう意見が起つております。すなわち檜山管内にも行つて参りましたが、大島管内もまわつて見ました、私と同じ意見で、どうして反対せざるを得ない、特に北海道におきましては、総合開発の中に魚田開発として入れておるのでございますから、これを北海道漁民の名において反対をしなければならぬといふことで、札幌におきまして漁民大会を開いて、あの島の大規模な射撃に反対するという意思表示をしております。今のところは比較的平穩になつておるようでありまして、けれども、これをもし内地付近に呼びかけましたならば、おそろく青森県は筆頭に反対の氣勢を上げるだらうことは想像にかたくないのでありますし、さらに先ほど申し上げました関係各県は、こぞつてこれに反対するのではなからうか。そうしますと、内陸の問題は石川県だけでございまして、今日ここに私が入手した表を見ますと、漁業としてはあまり大きな漁獲もございませぬけれども、あの島、小島周辺等を漁場とする漁業は一億や二億や三億でございせん。おそろく内地を含めたならば何十億という巨額になるのでなからうか、これは想像にかたくなありません。そうした優秀な漁場を、無人島の離れ小島を艦砲射撃をするといふことで、簡単に考えてこれに処し

ると思ひますので、私とすれば、あの大きな魚田を選んで、無人島であるから艦砲射撃をするといふようなことは、あの地方の漁業を壊滅するものであるから、これはどうしてもやめてもらわなければならぬといふことを考えております。そこで、私もちようど高橋課長のとに調査に行つて参りました、各地でそういう意見が起つております。すなわち檜山管内にも行つて参りましたが、大島管内もまわつて見ました、私と同じ意見で、どうして反対せざるを得ない、特に北海道におきましては、総合開発の中に魚田開発として入れておるのでございますから、これを北海道漁民の名において反対をしなければならぬといふことで、札幌におきまして漁民大会を開いて、あの島の大規模な射撃に反対するという意思表示をしております。今のところは比較的平穩になつておるようでありまして、けれども、これをもし内地付近に呼びかけましたならば、おそろく青森県は筆頭に反対の氣勢を上げるだらうことは想像にかたくないのでありますし、さらに先ほど申し上げました関係各県は、こぞつてこれに反対するのではなからうか。そうしますと、内陸の問題は石川県だけでございまして、今日ここに私が入手した表を見ますと、漁業としてはあまり大きな漁獲もございませぬけれども、あの島、小島周辺等を漁場とする漁業は一億や二億や三億でございせん。おそろく内地を含めたならば何十億という巨額になるのでなからうか、これは想像にかたくなありません。そうした優秀な漁場を、無人島の離れ小島を艦砲射撃をするといふことで、簡単に考えてこれに処し

ると思ひますので、私とすれば、あの大きな魚田を選んで、無人島であるから艦砲射撃をするといふようなことは、あの地方の漁業を壊滅するものであるから、これはどうしてもやめてもらわなければならぬといふことを考えております。そこで、私もちようど高橋課長のとに調査に行つて参りました、各地でそういう意見が起つております。すなわち檜山管内にも行つて参りましたが、大島管内もまわつて見ました、私と同じ意見で、どうして反対せざるを得ない、特に北海道におきましては、総合開発の中に魚田開発として入れておるのでございますから、これを北海道漁民の名において反対をしなければならぬといふことで、札幌におきまして漁民大会を開いて、あの島の大規模な射撃に反対するという意思表示をしております。今のところは比較的平穩になつておるようでありまして、けれども、これをもし内地付近に呼びかけましたならば、おそろく青森県は筆頭に反対の氣勢を上げるだらうことは想像にかたくないのでありますし、さらに先ほど申し上げました関係各県は、こぞつてこれに反対するのではなからうか。そうしますと、内陸の問題は石川県だけでございまして、今日ここに私が入手した表を見ますと、漁業としてはあまり大きな漁獲もございませぬけれども、あの島、小島周辺等を漁場とする漁業は一億や二億や三億でございせん。おそろく内地を含めたならば何十億という巨額になるのでなからうか、これは想像にかたくなありません。そうした優秀な漁場を、無人島の離れ小島を艦砲射撃をするといふことで、簡単に考えてこれに処し

ると思ひますので、私とすれば、あの大きな魚田を選んで、無人島であるから艦砲射撃をするといふようなことは、あの地方の漁業を壊滅するものであるから、これはどうしてもやめてもらわなければならぬといふことを考えております。そこで、私もちようど高橋課長のとに調査に行つて参りました、各地でそういう意見が起つております。すなわち檜山管内にも行つて参りましたが、大島管内もまわつて見ました、私と同じ意見で、どうして反対せざるを得ない、特に北海道におきましては、総合開発の中に魚田開発として入れておるのでございますから、これを北海道漁民の名において反対をしなければならぬといふことで、札幌におきまして漁民大会を開いて、あの島の大規模な射撃に反対するという意思表示をしております。今のところは比較的平穩になつておるようでありまして、けれども、これをもし内地付近に呼びかけましたならば、おそろく青森県は筆頭に反対の氣勢を上げるだらうことは想像にかたくないのでありますし、さらに先ほど申し上げました関係各県は、こぞつてこれに反対するのではなからうか。そうしますと、内陸の問題は石川県だけでございまして、今日ここに私が入手した表を見ますと、漁業としてはあまり大きな漁獲もございませぬけれども、あの島、小島周辺等を漁場とする漁業は一億や二億や三億でございせん。おそろく内地を含めたならば何十億という巨額になるのでなからうか、これは想像にかたくなありません。そうした優秀な漁場を、無人島の離れ小島を艦砲射撃をするといふことで、簡単に考えてこれに処し

てもらうと大きなあやまちを生ずるといふことを、私はこの際申し上げておきます。どうかもう一回、外務省の方にも必要であるならば調査に行つてもらつた方がよいし、内地方面の意見も関係各県に長官が聞いてもらえばよくわかると思ひますが、ただ単に大島村に行つて、大島村が反対した、大島村は千戸あまりのところであつて、小さな村でございまして、これも内灘同様大した経済的影響がない、困つておるから国家補償をやればあの方面の漁民が生きてのじやないかという簡単な考えをもつてこれを強迫射撃の基地といふことになりまして、相当これは考えが違ひますから、どうかその点を十分考慮に入れてこの問題を解決せられんことを特に私から申し上げておきます。私はこの際特に声を大にして、あの大島、離れ小島の射撃だけは絶対反対をしておきます。

○田口委員長 山中日露史君。  
○山中(日)委員 私はこの機会に北海道の日高門別町の演習地の問題について伊関局長にお尋ねをいたしたいと思ひます。実は去る六月十二日に私現地に行つて調査をいたして参りました、非常な反対の空気が強いのであり、昭和二十六年において高射砲の演習と連絡飛行場として七十三町歩という土地が接収されて今日に至つておるのでありますが、今回さらに三千五百町歩という実に五十倍に相当する莫大な地域を、上陸用舟艇による上陸作戦、それに呼応する空軍、陸軍の総合演習が行われるということで接収する。しかもその土地は北海道の火山地として有名な日高の牧場あるいは既墾地となつております農地、水田といつ

た土地でありまして、これを接収するといふことについては町長を初めとし、農民、漁民いずれも大会を開いてこれに反対運動を起しておるといふことを調査いたして参つたのであります。それでお尋ねしたいことは、この三千五百町歩という土地を接収するその演習の目的、あるいはこれに対する地元の人々の反対等も十分御承知と思ひますが、これに対する局長の今日までの交渉の経過を詳細ひとつ承りたいと思ひます。

○伊関政府委員 ただいまの大島の問題でもさうでありますし、門別の問題でもさうであります。演習場の問題ありまして、陸上演習場、あるいは海上演習場等の分科委員会がございまして、今の大島にいたしましては、門別にいたしまして、そういう分科委員会で検討いたしておるわけでありまして、その結論が出ましてから、合同委員会の方へ来るわけでありまして、私大体のことは承知しておりますが、詳しい非常に詳細な点につきましては、あまり存じておりません。ただ門別につきましては、何處かこちらから調査団を派遣いたしまして、現地で十分御相談をいたしております。それで軍側の演習計画、それから現地の方の要請といふものを両立させるように、何べんかやつておりますから、どこかで妥協点が見出せるのではないかと、こゝういふふうに考えております。詳しい点につきましては、私ただいまのところ御説明するものを持っておりません。

○山中(日)委員 さらに水産庁長官にお尋ねしたいのでありますが、ただいまの門別町の昭和二十六年に接収せられた七十三町歩の接収による漁民の被害の補償の問題であります。二十六年におきましては、単に見舞金としてわずかに八十万円の金が漁民に交付されて、それが一戸当たりの二万二千円にしか該当しないのであります。しかも五十数日間という長い間操業ができなかつたというその損害に対する補償がそういう状態なのであります。しかるに二十七年、すなわち昨年度におきましては、演習の期間も相当長かつたのでありますが、その漁業損害に對しましては、いまだに一銭の金も払われていない現状であります。これはどうしたわけか、この点をひとつお尋ねしたいと思ひます。

○清井政府委員 門別の演習地の問題につきましては、ただいま御質問があつたのであります。二十六年に八十万円程度の見舞金しか出さなかつた、こゝういふのでございまして、そのときは講和発効前の状況でもございまして、その他いろいろそのときにおきます漁業の制限の実態にかんがみまして、その適当なりと思ひましたところの見舞金を算定したものであります。二十七年以降以降の金額につきましては、これはただいま特別調達庁の方にございまして、その該当金額を算定中でございまして、近くその金額が決定を見るのではないかと私は考えておる次第であります。

○松田(鐵)委員 大体今までのところと極端な議論が出ています。私が、私はどうしても外務大臣に出席を願つて聞かなければならぬと思ふ。一体演習をしなければならぬ実態にあるのか

どうか、この問題が基本になるのだと思ふ。それから行く政治問題でなければならぬ。局部の問題を取上げていゝる言つてみたところで、基本がきまらない以上、これはいつまでたつてもだめだ。米軍の演習といふものは何のために必要であるか、日本の現在の国防上必要であるかどうかという、その点が一番の論議の焦点になるのであります。それがどうしても必要であつたらなければならぬ、必要でないものならばやめてもらわなければならぬ、この点なんです。その基本方針、これはきまつてゐるものだろうと思ふが、そういうことが外務大臣、吉田総理の国会における議論とは相当食い違ひがある。そこに一番私どもは重点を置いて議論を進めて行かなければならぬ。であるから今イゼキだかハゼキだかという局長が来てとやかく議論してみたとところで、局長ではわけがわからぬだらうと思ふ。金を出すことであつたならば、幾らでも出せばいいだらうけれども、それより、やめてくれというのだ。やめてくれというのが日本の国防の上からいつて必要であるのか必要でないのか、この点が一番重要なポイントでなければならぬ。であるから、どうか外務大臣の出席を願つて、そして本会議の議論はごまかしの議論であるかないかといふことを、よくひとつ確かめなければならぬ。いだらうと私は考えますから、外務大臣の出席を願ひたいと思ひます。

○権能委員 今の質問に関連して伊関局長にちよつとお伺ひしたいのですが、国会における現政府の弁明にもかかわらず、日本に対する軍事援助と申しましようか、MSAと申すのですか、

それの交渉はすでにアメリカ政府との間になされておる。昨日以来日本の通信機関に、向うからアメリカの日本におけるこの問題の論争の連記録が全部到達しております。それはおそろく二十三日の日本の有力なる新聞の朝刊に掲載せられる運びとなつてゐるということですが、本日私は共同通信の方からその原稿をもらつて拝見した。それを見ると、日本に對する援助の問題は、実に具体的に詳細にアメリカの国会で論議されてゐるのです。きのうの本会議における岡崎外務大臣の弁明、総理大臣の発言にもかかわらず、それとはまったく違つた方向に日本の政府との間に具体的相談がとりきめられてゐることが、このアメリカ国会の連記録によつて明らかに暴露されておる。これを讀みますと、ことにスタッセンなどの発言を見ますと、この援助によつて逐次急速に日本からアメリカの兵隊を引揚げの方針であるといふことが明らかにされておる。こゝういふ状況にある際に、日本内地における基地の問題がひんびんとして起つておる。こゝういふ重大な、そしてアメリカの軍隊が今にも引揚げ、しかも急速にといふ文字を使つておる。それを補充するた

めに日本の保安隊を強化する。それは日本の防衛軍ではあるが、日本の国民感情によつて保安隊と称するも警備隊と称するも、あえてさしつかえなからうといふ言葉まで使つて論議されておる。こゝういふ言ひにしてもこれは軍隊たることに間違ひないことは、アメリカの国会の論議によつて明らかである。しかもそれが急速にアメリカとしてこの軍隊を引揚げたいといふ意図のもとに出ておることも明らかになつ

ている。それであるならば、これほど国内に重大な問題を惹起するといふ今日の状況において、内灘のごときはすでに着手しているのだからやむを得ないとしても、これからやらんとする門別の問題であるとか、大島の問題であるとか、そういうものはあなたの方のアメリカとの交渉の間に、一時これはそういう問題がはつきり解決するまでは、停止状態にしておくというふうな交渉ができないものでしょうかどういふものでしょうか。そうすると国民も安心しますし、次から次へと起るこの問題、私はおのずから解消して行くと思うのです。日本はアメリカの援助を受けて、国防のためにそういう軍事力といふか、防衛力と申しましょうか、そういうものを完全にアメリカの注交通り持とうとし、持たなければならないの交渉でございましょう。それならば日本人自身が日本国家を守るための基地その他が必要ならば、おそらく今のような問題の起し方はしないだらうと思う。国民は迷惑いたしまして、国民の祖国を愛するの心からいつても、今米軍に使用されておるような感覚ではなしに、この問題に対処することは私はできると思う。現に急速にアメリカ軍隊を引揚げるといふ用意のもとに、日本政府と交渉しておるというならば、この交渉の結論を得るまでは、基地の問題は新たに米軍に提供して問題をさらに拡大するといふことは慎まなければならぬことであつて、日本政府としては、この相談の解決まではばらく基地の問題は停止するといふあなたの方の御主張はできないものかどうかといふことを伺いたい。

○伊國政府委員 たいだい御質問のよ

うな問題は、一局長のお答えする問題ではないと思ひますが、ただもしおつしやるような方向に進むといひましたし、もう半年や一年でそこに行くといふような問題ではなからうと思つておられます。

○樺根委員 それはちよつとおかしいですな。アメリカの政府は、この日本の自衛力に対する援助は七月から実施するといふことが建前でやつておると、私どもは新聞その他で聞いているのです。これは来年度の予算にそれを盛り込んでゐるからアメリカの国会の問題になつてゐるのです。解決は半年や一年の将来のことではなしに、この七月からアメリカの実施予算がそれに着手する段階に入らんとしているのです。今もはや六月でございましょう。どういふことなんでしょう。それは半年一年先のことを今御協議になつてゐるのですか。

○伊國政府委員 私が申し上げましたのは、アメリカの政府の最高方針でありますから、私あたりが申し上げることはありませぬし、存じませぬが、たといふやういふ方向に進みましたが、米軍が撤退したいと申し出ておるものではない。その間はやはり米軍は日本の防衛をしなければならぬといふ点を申し上げたのであります。

○淡谷委員 関連して——これは單なる内灘一だけの問題ではありませんで、北海道から九州まで、全国を貫く大きな問題であると思ひます。青森県のごときも、夏堀委員は発言をされたような顔をしておられますが、あらかじめ申し上げておきます。大三沢、関根地区は、北海道と同じように全然補償

を見ていないような惨状に置かれておられます。伊國局長さんの御答弁は、訴訟問題もはつきりわからないといひし、またさま／＼の影響も調査しておりませぬといふので、まことに不満足でございまして、この際外務大臣とともに農林大臣にも御出席を願つて、はつきり質問しなさいと思ひます。右お願いいたします。

○田口委員 承知いたしました。○夏堀委員 演習地の問題、補償の問題、この関連事項において二、三質問いたします。まず軍事基地、演習地、これは平和条約に基づく安全保障条約あるいは行政協定の中にはつきり明記しておるものでありますか、それをお伺いしたい。

○伊國政府委員 安全保障条約に基づきまして結びました行政協定の中に、必要な施設並びに区域を提供することがはつきり出ております。

○夏堀委員 私もそのように聞いております。しからば日本は国防上どうしても軍事基地はなくてはならない、むしろ日本の方からお願いしようというもののじやないかと考えておりますが、ただ程度の問題である。先ほど樺根委員からも御意見がありました。現在の情勢下においてだん／＼と演習地が拡大されつつあるといふことは、実際の情勢において必要であるかどうかといふことです。なおこの問題は設定だけの問題ではなしに、当分これは静観して、あとの情勢を見てから処理すべき問題ではなからうかと私は考えておりますが、それはそれとして補償の問題であります。補償とは何ぞや。零細漁民の補償である。それは生活の保障ではないか。そういったします

ると、生活の保障は、その日／＼漁獲して、その魚を売つて生活しなければならぬ漁民を保障することでありま

す。そういったしますと、大体演習地はすでに計画によつて定められておることであれば、あらかじめその補償の方法と金額は査定しておかなければならぬ。予算や起債のように先の公共事業のために云々といふことではない。いわゆる生活のことなんだ。そういったようなことを非常に怠つて、二十七年の補償、それがまだ決定しておらないのであります。そうして漁民はほとんど餓死せんとするような状態になつており、はなはだしいはたまに當つて死んだ方がよい、こういう悲觀的なことも言つております。これは事実であります。ただ問題は、大きく政治問題化するその地区は、何かしら含みのある方法でえらい運動をする、そのために金もいるでございましょうけれども、私青森県であります、青森県のような貧乏な県には陳情する金もないのであつて、まことに消極的である、ただ餓死を待つばかりである、こういう消極的な状態であるのであります。これは政府当局をいじめたところでした。に補償を延ばしておか、これはどうしても政府当局の怠慢である、こう申し上げてはばからないのであります。

一箇年先に調査する、一箇年後に、しかも二十七年の分もまだきまらな

い、調査庁の方では長官はききようお見えになつておりますが、関根の分もこの間は千九百万円に決定済みと聞いておられるけれども、大蔵省の方はそれはまだぐず／＼してゐる、大三沢もその

通り、その他の地も全部その通り、その間漁民の生活を一体どうしようとするのか、これに対して水産長官と各担当の長官から御答弁をお願いいたします。

○根道政府委員 たいだい夏堀委員からお話がございました漁民の窮状、まことに見かねるものがあることも承知いたしております。補償の問題を直接に扱います調査庁といたしましては、できるだけ迅速に適切な補償をいたしたいと心を砕いておる次第であります。今おあげになりました関根の問題は、すでに昨年中にも払つてもらいた

いといふような陳情がございまして、これもまことにものとだと思ひました。しかしその後査定金額を出しますのに時間がかかりまして、一応の数字は出ておるわけでありましたが、ただその数字を大蔵省の方に持つて参りました、予算の配付を受けなければならぬ段階になつておりますので、ただいま関係官を奮勵いたしまして、一日もすみやかに払うようにいふことを願ひいたしておるわけでありまして、御了承願ひます。

○清井政府委員 たいだい調査庁長官からも御答弁があつたのであります。が、たしかにその年度の終りに補償をいたすといふ事務上の手續になつておりますことは、当該の被害を受けてお

ります漁民の生活に非常な影響があるといふことは十分承知をいたしております。これを何とか早目にやる方法はないものかといふことも、私個人としては実は考えておるのであります。會計の問題等もございまして、またあるいは漁業の関係でございまして、年々確定金額をきめるのに、事務的に

相当その要素が違つて来るといふようなこともあらうかと思ひます。しかしながら問題は生活に困窮しておる被害漁民に対しての補償でありますから、私個人のお考えでございませうけれども、何とかできるならば、なるべく早目に概算払い程度のことをいたしまして、あとから精算するというような方法がないものだらうかというふうに考えております。しかしこれは個人の考えでございませうので、なお責任官庁でございませうので、十分連絡いたしまして、すみやかに補償金額の支払い促進に努力して行きたいと考えております。

望いたしまして、私の質問を打ち切ります。

○田口委員長 日野吉夫君。

○日野委員 本委員会にかかつておる調査事項は非常に重大でありまして、今国内で起つておる最も大きい問題がここにかかつておるのであります。本会議等でも大分問題になり、今権能委員あたりから言われたように、重大なる外交的關係を持つ、次々に起るであろうこれらの問題に対し、十分なる方針を持つて調査しなければならぬことであらうと考えるのであります。さらにきよう提案されました特別損失の補償法の問題等も本委員会にかかつているのであります。これも従来説明された通常生ずべき損失という法律理念ではどうも解決つかぬような問題があると思ふ。本委員会はこれを重大に扱われて、外務大臣の出席を求め、さらに淡谷君から提案になつております土地の係争等の問題は農林大臣等の出席を求めて、その上で基本方針をきめて、調査方針を立てられて、現地調査の必要あるものは現地調査をする、あるいは参考人をもつて調査するものは調査するというふうに進行されることとが最も適当じやないか。ここで漫然と質問しても結論に到達しないであらう、こゝういふ考えを持つてであります。本日はいまだにこの程度で打ち切られて、責任者の出席を求めて調査方針のすみやかなる樹立、そして必要ならば現地調査あるいは参考人を呼び出すというように、調査方法をひとつ確立されんことを希望いたします。(賛成)と呼ぶ者あり)

○田口委員長 了承いたしました。小高嘉郎君。

○夏堀委員 一時のがれの御答弁でありまして、まことに憤慨せざるを得ないのであります。できるだけ急いでというのはい体期日はどういふ程度にお考えになつての御発言でございませうか。

○根道政府委員 期日のことは今何月何日と申し上げるわけには参りませんが、私の考え方としては、前月中にも可能であらうかとさへ考えたのであります。ただ今少しく停滯しておりますので、さらに奮勵して、できるだけすみやかに、こゝう申し上げたのであります。

○夏堀委員 そういう抽象的な答弁では納得することができませんので、きようは大蔵省の方からはまだ見えておりませんが、いづれこの点は農林省の方から伺うことにしたい。この間、質を置いて辛うじて生活をしておる連中に対して、水産庁は何か方法を御研究をお願いしたい。今ただちに御答弁はいりませんが、これに対する一つの対策を考えてもらいたいということをぜひ要

○小高委員 この問題は、大体現在と過去と将来という三つの問題が輻輳して論議されておるのであります。東京湾の防潜網の問題にいたしまして、昨年までは支払われておるが、その後において三月まで未払いである、何ゆゑにこれを遅延させるのだという声をしばしば漁民から聞くのであるが、こゝういふ点について何ゆゑに遅れておるのであるか。それから損失補償法がここに提案されて、この内容については次会に審議するといふことであらうので、その点は避けたいと思ふのであります。日本とアメリカとの行政協定に基づく土地使用に関する法律とか、あるいは水面利用に関する法律とか、それに当てはまらないものの全部を含めて損失補償法といふものが提案されておるのであるか。

またこの法律案が上程された以上、これに対して損失補償箇所が何十箇所あるか、それに対して予算の裏づけがどの程度であつて、ただちに予算が通過すれば出せるかどうか。今までは話だけはきまつておつたのであります。きまつてばかりおつて一向現金が手元に届かないうらみがあつたのであります。これらについて政府はどういふようなお考えを持つておるか。まずお伺いしたいのであります。

○根道政府委員 ただいま東京湾の防潜網に関する被害の損失補償が遅れておるといふお話であります。昨年の十二月までの分につきましてはすでに支払済みであります。なお一月以降三ヶ月分のものにつきましては目下手続中でありませう。もちろんこの法律が通りますとこの法律に基づく補償という名称は与えられないのであります。実

質的には補償なのであります。補償が法律的にできるときがありませうれば、この補償があつたものというように考へるといふ御説明も前国会におきまして申し上げた次第であります。

○小高委員 この法律が通つてから計算すべきものであるという長官の答弁であります。それは、この法律案が近く通るであらうしようが、通りましたならばただちに現金の交付をなさる手配を、今から用意しておいてもらいたいといふことが一点。それからその補償額については、この次の機会において十分に審議したいと思つております。山をかけたないまじめな数字を出したものが不利にならないように、これらの基本的な調査基準について意見を開陳したいと思つております。

なおいま一つつけ加へたいことは九十九里の補償の問題であります。九十九里の補償金もいまだに交付されておりませう。たいへん延びております。この額の問題については、他地方との比較上漁民は非常に今動揺いたしております。この決定はいつごろになるか。仄聞するところによりますと、近く最終決定があるやに聞くのであります。数字の決定の日取りの見通しをお聞かせ願ひたい。

○根道政府委員 九十九里の問題につきましては、私も直接陳情を受けております。他地方との比較の面におきまして不公平にわたらないよう十分注意いたしまして、こゝうお約束を申し上げておきます。またその数字につきましては、目下検討中でありまして、ただいま明確にその日を申し上げるわけに行きませんが、できるだけすみやかに

にしなければならぬということも、千葉県の当局及び漁民の代表とお話いたしております。

○田口委員長 漁業損害の件につきましては、日野君の動議もありましたから、動議に添うて具体的に進んで行きたいと思ひまして、本日はこの問題についてはこの程度で打ち切つておきます。

○田口委員長 次に北洋鮮鰯漁業の問題について鈴木幸幸君より発言を求められております。これを許します。

○鈴木(善)委員 農林部当局に対して、北洋の主としてアリュニシヤン海域におきますところの操業区域の問題につきましてお尋ねをいたしたいと思ひます。本年はアリュニシヤン海域におきますところの漁業成績は、昨年度に比較いたしまして非常な不漁を今のところ續けておるといふことを私も承知いたしておるのであります。まず昨年と比較いたしましていかうな漁獲の成績を取つておるか。またこれに対して操業区域を拡張する等の具体的な措置を御考慮なさつておられるかどうか。関係漁業者の間におきましては、距岸三十海里程度まで漁区を拡張すべきである、もしさうな操業区域拡張の措置が講ぜられなければ、北洋漁業は将来に対して非常に重大な影響を及ぼす、こゝういふことが言われておりますが、操業区域拡張に対して、きわめて近い機会に農林当局では手を打たれる御方針であるかどうか、この二点をお伺ひいたしたいと思ひます。

○清井政府委員 ただいま北洋鮮鰯漁業の実績についての御質問と、それから漁区拡張についての御質問と、二点

九

をすることを望むのであるが、ただ本委員会に、そうした問題が決定しないうちは許可書を渡しませんとはつきり言つておるのを渡したのだから、今問題を起しておることは即、もう責任が永野生産部長にかかつておる。ですからあつせんして解決するという御努力はまことにけつこうであります、国会をだましたと言つても私は過言でないと思う。もし必要であれば私はその連記録を全部とつておりますから、この次の委員会に読み上げて、あなた方の頭にしっかりと入れて、言つたことのないことは速記には必ず残つておらないはずでありますから、そのことを明らかにして、そしてあなた方に早く解決をつけさせたい、私はこういう念願でありますので、どうか永野君も苦しいだろうけれども、来週中にでも解決つけるようにでもしてもらわなければ、北海道から来ておる人は高い旅費を使つて、高い宿賃をかけて、そして長たてばたつほどそういう経費がかかる。経費がかかるということになると、魚の価格も上げてもらわなければならぬ。上げると思れば母船側が承服しない。そして解決つかないで、最後にはこのしわ寄せの損はどこに行くかという、決して母船側は負わないで、独航船側に負わせるのじやないかということを私は考えますので、とにかく許可書を渡したという責任を責めますけれども、間接的には早く解決をつけさせたいという念願を私は持つておるのでありますから、来週中に遅くとも解決をつけていただくならば、この問題はあえて再び追究はいたしま

せんから、来週中に解決つけられるかどうかという問題について、あなたのお考えを漏らしていただければけっこうであります。

○清井政府委員 その点十分了承をいたすのであります。ただいままで遅れておることはなほだ残念でございますが、すみやかにこの問題は解決をいたしたいと考えております。しばらくひとつお待ちを願います。

○田口委員長 本日はこの程度にとどめまして、次会は来る二十三日、午前十時より開会いたします。これにて散会いたします。

午後零時二十五分散会

昭和二十八年六月二十四日印刷

昭和二十八年六月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局